

86. 10. 5

No. 2371

国鉄千葉動力車労働組合
千葉市要町二一八（動力車会館）
(鉄電)二九三五・六・(公衆)〇四七二(22)七〇七

差別・選別・組合つぶしのための不当労働行為 「人活センター」を解体せよ！

配転無効の
仮処分申請



動労千葉は九月三〇日、国鉄当局に対し「人活センター」へ強制配転させられた組合員十一名について「人活センター配転無効」の仮処分命令申請を千葉地裁に提出した。本来の職務とまったく関係のない業務を強制し、労働者としての尊厳をも冒とくする、何よりも組合員の先頭に立つて組合活動に奮闘している役員・活動家を職場から排除し、動労千葉の組織弱体化破壊を目的とした「人活センター」を認めることはできない。

重大な労働条件の変更

にもかかわらず

船橋・佐倉の「人材活用センター」に強制配転された十一名の仲間にに対する当局の「配置転換命令」は全く無効である。

それは第一に、職員に配転を命ずることができるためには、労働契約なし労使の合意にその根拠がなければならないにもかかわらず、動力車の乗務・修理職務に従事・遂行する者として採用され、勤務場所である各運転区所での労働契約を締結している職員に対し、「人活」に一方的配転を強行し、本来の職務と全く関係のない業務を強制してきた。

第二に、配転は重大な労働条件の変更をもたらすものであり、当然にも労働組合との団体交渉・協議が必要であった。

しかし、協議申し入れさえも無視し、いきなり命令を発してきたのである。

「人事権」の濫用だ

当局は配転について、労使間の団交協議すら行われていなければかりか、当該職員各人に對して納得のいく説明すら行っていない。「局からの指示・業務命令・管理運営事項だ」と回答ならざる回答するのみで、本人には「総合判断・適材適所」だとかをくりかえすのみばかりか、「配転の理由は胸に手を当ててみろ」など言いなすふざけ切った管理者をわれわれは断じて許すことはできない。

十月一日以降の「非協力・安全確認行動」を貫徹し、十・十二「全国鉄労働者総決起集会・国会デモ」を圧倒的にかちとる中で、「分割・民営化絶対阻止」の第三波ストをも含む、ありとあらゆる実力反撃!! 怒りの総決起をかちとつて

国鉄「分割・民営化」阻止！三里塚二期着工粉碎！

(91) 「人活センター配転無効」 仮処分申請

国鉄千葉動力車労組(中野洋)
委員長 九百六十七人は三十
日、「支部幹部委員を含む組合
員十一人が余剰人員として人材
活用センターに配置転換された
手取った仮処分命令申請書、地
裁民事四部に提出した。
同じような申請は全国各地で
行われているが、県内では初めて
人材活用センターに配置された
いる。